

登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項において準用する第 47 条の 2 の規定による第 46 条第 4 項第 2 号の事項の変更の届出があったので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 登録教習機関の名称 一般社団法人島根県建築組合連合会
- 2 登録教習機関の住所 島根県松江市乃白町 2041
- 3 代表者職氏名 変更前 会長 足立 好郎
変更後 会長 森山 豊
- 4 変 更 年 月 日 令和 7 年 9 月 10 日

令和 7 年 9 月 29 日

島 根 労 働 局 長

